

第 1 3 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会の進め方について

平成 2 2 年 1 1 月 9 日
総合政策部協働推進課

市民参画推進条例の制定につきましては、既にご承知いただいておりますとおり、市民検討委員の皆さんの意見をもとに、庁内検討委員会作業部会が条例素案を作成することとして作業を進めています。

先日、市民検討委員会から中間報告が提出されましたことから、同報告書を庁内検討委員会作業部会、各課、各部長に送付し、報告に対する意見を求めました。

ここで、提出された意見に対しまして、事務局がこれまでの市民検討委員会での議論をもとに判断し、「資料 1 作業部会及び各課等から出された市民検討委員会中間報告に関する意見とその対応案」を作成いたしました。

対応案は、提出された意見を「解決」、「修正」、「要検討」の 3 つに分類しています。

第 1 3 回委員会では、「解決」に分類した意見についてご確認いただくとともに、「修正」とした意見について市民検討委員の皆さんからご承認をいただき（必要に応じて修正していただきます）たいと考えています。

また、「要検討」とした意見につきましては、市民検討委員の皆さんに庁内検討委員の意見をご参考に、最終的に判断いただく会議とさせていただきます。